

第一巻・労働組合運動の危機

- 第一章 資本主義の危機と労働運動の危機——戸塚 秀夫
第二章 春闘の思想と職場闘争論——兵藤 利
第三章 IMF・JICの形成とその性格——田中 孝
第四章 七七春闘の総括と労働運動の展望——下山 房雄

第二巻・スタグフレーション

- 第一章 世界危機の構造と論理——川上 忠雄
第二章 IMF体制の崩壊——加藤 栄一
第三章 スタグフレーション——木を中心——馬渡 尚憲
第四章 スタグフレーションと日本資本主義——増田 壽男

第三巻・所得政策と労働運動

- 第一章 資本主義の危機と所得政策——森 恒夫
第二章 アメリカの所得政策——萩原 進
第三章 社会契約とイギリス労働運動——菊池 光彦
第四章 フランスの所得政策と労働運動——玉田 美治
第五章 日本における所得政策論批判——高木 賢夫

第四巻・企業倒産と労働運動

- 第一章 企業倒産と日本資本主義の現段階——柏谷 信次

- 第二章 企業倒産と中小企業労働運動——戸塚 秀夫
第三章 全金南大阪の闘い——佐野 稔
第四章 企業倒産における労働者の権利——宮島 尚史
第五章 UCS争議の教訓——岡山 礼子

第五巻・日本型所得政策と国民春闘

- 第一章 日本経済の現局面——鎌倉 孝夫
第二章 経営者団体の賃金政策——山下 文夫
第三章 国民春闘路線の形成とその問題点——兵藤 利
第四章 七八春闘の総括と今後の労働運動——池田 信

第六巻・「経営参加論」批判

- 第一章 西ドイツ共同決定法——徳永 重良
第二章 経営参加問題とイギリス労働運動——栗田 健
第三章 イタリア労働運動と経営参加——河野 謙
第四章 日本の経営参加論批判——熊沢 誠

第七巻・資本主義の危機と労働者闘争

- 第一章 ロシア革命とソウヴェート——藤本和貴夫
第二章 ドイツ革命とレーテ——木村 健二
第三章 フランス人民戦線と労働者闘争——吉田八重子
第四章 イレシスタンスと労働者闘争——北原 敏

はしがき

戦後資本主義世界の安定はいまや過去のものとなり、日本資本主義の「高度成長」もまた終焉して、危機の時代に入りつつある。この新しい時代を迎えて、日本の労働者階級は、政府・資本家階級の鋭い攻撃に直面している。インフレ、企業整備、合理化の風が吹きすさび、むきだしの極力的な抑圧体制が強化されると同時に、「国運」「社運」をかかげたイデオロギー攻勢が本格化しつつある。これに対して、既成の労働運動は低迷し、有効に対処することができない状態におちいつている。

このような状況のなかで政府・資本家の攻撃をはねかえしていくためには、既成の労働運動のリーダーを突きあげ、その弱腰を批判するだけでは決定的に不十分である。一段ときびしさをます状況に耐えて階級的労働運動に身を投ずる、活動家の質と量の強化が痛切に求められている。

しかも、危機の時代における労働者階級のたたかいは、なんなる既得権擁護の防禦的なものにとどまっては勝利しうるものではない。当面する危機は、労働者階級自身が職場闘争の後援を通して、ふたたび活力をとりもどし、政府・資本家階級の攻撃をはねかえし、労働者階級が資本家階級にとってかわり、みずから支配階級として打ち立てるたたかいに勝利することによってしか、解決しえないものである。

こんにちの活動家は、この重い課題にこたえうる理論をもとめている。

この実践的な課題にこたえるためには、当面する政治・経済情勢を正しく分析し、政府・資本家階級の攻撃を

的論にとらえると同時に、労働者階級の主体的諸条件を明らかにし、過去・現在の労働運動の経験から学ぶことが不可欠であろう。

ii

わが「労働運動研究者集団」は、右のような趣旨に賛同する社会科学の研究者をあつめて、一九七六年一〇月に発足した。われわれは、この趣旨に賛同する点では同一のイデオロギイ的立場にたっているが、当然のことながら、こんにちの労働運動がとるべき戦略・戦術について、単一の見解に到達しているわけではない。また、学問の専攻分野も、経済、政治、法律、歴史などさまざまであって、同一の研究方法によっているわけではない。われわれは、こんにちの歴史的現実が投げかけている問題に、右に述べた立場からこたえていくために、既成の学問の境界にとらわれず、社会科学者としての協同作業を追求しようとしているのである。

今回発行するシリーズは、われわれが最初の仕事として『月刊労働問題』誌上で発表した論文に補正をほどこしたものに、さらに新たに執筆した論文を加えて、こんにちの労働運動になすさわる活動家にとって重要な課題をなすと思われるものをテーマ別に編集したものである。われわれが、この最初のシリーズでどのようなテーマをとりあげようとしているかについては、巻末の一覧を参照していただきたい。

なお、ここに発表される論文は、研究者集団の統一見解を示すものではなく、研究者集団に属するメンバー個人の責任において執筆されたものであるが、われわれは、その発表に先だって研究者集団内部での討論を組織し、できるかぎりその内容の強化に努めたつもりである。

われわれは、このシリーズが労働の現場で苦闘している活動家の皆さんに、いくらかでも参考になればと期待しているが、活動家の皆さんからご意見・ご批判をいただければ幸いである。

第四巻では、こんにち、ますます深刻化してきた企業倒産にたいして、労働運動としていかなるとりくみが必要とされているか、という問題にきりこもうとした。第一論文では、こんにちの企業倒産を日本資本主義の現段階の特質と関連づけて考察し、第二、第三論文では、こんにち、もっともきびしい状況にただされている中小企業労働者の模索的な運動に光をあてた。さらに、第四論文では、労働法學の分野から、企業倒産下の労働者の諸権利を解明しようとした。第五論文には、イギリスの闘争事例をおさめたが、大規模な倒産反対争議として示唆的である、と考えたからである。企業倒産の嵐のなかで苦闘している活動家の皆さんに、この巻をおくりとけたい。

一九七八年四月

労働運動研究者集団運営委員会

兵	藤	劍
川	上	忠
喜	安	朗
増	田	壽
戸	塚	秀
矢	吹	夫
		晋

iii

はじめに

とまず企業倒産の風のなかで、中小企業労働者はそれにいかにならなっているのか。あるいは、そこからいかに身をかわそうとしているのか。そのなかでの中小企業の労働組合のたたかいの経験は、こんにち、これからの日本の労働運動にどのような問題を投げかけているのか。そうした漠たる関心で、近年、わたしは東京下町の印刷機械メーカーの倒産反対闘争をおいけてきた。また、全国金属、全国一般の大会や東京労働組合連合会の集会などを傍聴したり、いくつかの組合をたずねるなどして、倒産反対闘争にかんする資料を集めてきた。もちろん、わたしの見聞、わたしが手にした資料はかぎられているが、以下、中間的覚悟をかきとめて読者諸賢のコメントをえたいと思う。

一 資本主導下の企業倒産

わたしの主たる関心は、企業倒産に直面した中小企業労働者のたたかいにある。が、企業倒産にまきこまれる労働者がすべてたたかいにたちあがるわけではない。ここではまず、平凡な、しかし重苦しい意味をもつ、いくつかの事実の確認からはじめよう。

帝国興信所の調べによると、昨年一年間の企業倒産は、件数で一万八四七一、負債総額二兆九八〇〇億円以上であった。負債額一〇〇〇万円以上のものにかぎっての数値である。かの石油ショック以降、急速に増加してきた企業倒産が、件数においても負債総額においても、拡大の一途をたどっていることに疑う余地はない。もちろ

人、この間に企業数も増加している。倒産件数や負債総額が年々記録を更新してきたことだけをもって危機感をあおりたてるのは性急である、といわれるかもしれない。が、帝国興信所の推定によると、倒産率、つまり全企業数に占める倒産件数の割合も確実にたかまっている。一昨年は一・一一％、昨年は一・二六％であった、という。つまり、一〇〇社のうち一社が倒産しているのが現状である。

ここで日本資本主義における企業倒産の歴史に立ちいっていく用意はない。昭和恐慌や戦後のインフレ終息過程での企業倒産の波と比較してみたときに、現在の波がどの程度の高さ、はげしさであるかといった点については、なおたしかめていく必要がある。だが、ながくつづいた高度経済成長の過程での企業倒産に対比して、こんにちのそれがその発生率の点でも、平均負債額の点でも、一段と深刻な様相を示していることはあきらかである。もちろん、産業によっても、企業規模によっても、企業倒産の発生率は異なる。が、ここで強調しておくべきことは、その圧倒的多数が中小企業分野でおこっていることである。倒産の「大型化」がいわれているが、独占的大企業の倒産はごく稀である。たしかに、資本金一億円以上のいわゆる中堅企業の倒産がめだつてはいるが、倒産件数の圧倒的多数は、資本金一〇〇万円から一〇〇〇万円未満の中小企業と、個人経営に集中している。もともと、手にしうる倒産統計が負債額一〇〇〇万円以上のものにかぎられていることを考慮すると、統計数値が表現している以上に底深い零細企業の倒産がある、と想定すべきであろう。なお、最近では、倒産にいたるまえに廃業する企業主もふえているようである。

企業倒産と雇用・賃金

では、こうした企業倒産は、労働者にとってなにを意味しているのか。帝国興信所にせよ、東京商工リサーチ

にせよ、企業倒産の刻々のうごきを速報でつたえてはいるが、当然のことながら、そこでは倒産にまきこまれる労働者のことに関心はもたれていない。全体の人数の推移もおさえられてはいない。が、手にしうる間接的なデータから、問題の所在をさぐることはできる。

ひとつは、労働者の雇用の不安定化についてである。もちろん、企業倒産がただちに労働者にとって失業を意味するとはかぎらない。倒産企業の圧倒的多数は、債権者相互の私的な話し合いによつて処理されている。私的整理あるいは内整理といわれるものがそれであるが、そのばあいには、すべてが企業の消滅、清算につながるわけではない。債権の一部棚上げや繰り延べ払いによつて、企業の存続がはかられるばあいもあるし、新会社が設立され、それが旧会社、つまり倒産企業の債権・債務をひきついでいくばあいもある。こうしたばあいには、倒産即解雇とならないのがふつうである。また、倒産処理が裁判所にもちだされるばあいでも、たとえば破産法にもとづいて、企業の消滅、清算にむけての手続きがすすめられるばあいと、会社更生法にもとづいて企業の存続、再建へむけての努力がつけられるばあいとがある。後者のばあいにも、倒産即解雇とならないのがふつうである。

したがって、企業倒産で労働者がただちに街頭に投げだされるかのこころを測くのは、たしかにやや粗雑である。が、労働者の雇用動向調査によれば、企業倒産が急増してきた一九七四年から七六年までに、常用労働者約八十一万人、臨時・日雇労働者約一六万人、つまり、ほぼ一〇〇万人の労働者が「経営上の都合」で離職している。「経営上の都合」とは「事業の縮小、合理化等事業経営上の理由で解雇されたもの」という解釈である。このなかの相当部分は企業倒産によるものと推定してまちがいないだろう。倒産企業が再建をめざす場合でも、採算部門の切り捨てなどか、労務・作業管理の再編などによつて、早晚、人員整理が日程にのぼるのがふつうである。かの石油ショック直後に東京の亀戸労政事務所がおこなった調査によれば、倒産企業の七五%で従業員の

企業倒産による倒産の増加がみられている。

また、この調査は、企業倒産にいたるまえに、経営危機を察知した労働者のかなりの部分が「自己退職」していることをあきらかにしている。操短や機械の遊休、在庫の増加などをとおして、あるいは経営者側のあからさまな赤字宣伝をとおして、労働者は企業の先行き、そこでの自分の将来に不安をもちはじめ、ある者ははやばやと見切りをつける。企業倒産にともなう人員整理を、多くのばあい、企業倒産のかなりまえから、いわば忍びよる雇用不安として労働者自身が予感しはじめている、ということに注意すべきであろう。やや先まわりしていえば、企業倒産に先がけて労働者内部にひろがる、そうした雇用不安にいかに対処するかという点をあおろそかにして、労働組合の倒産反対運動はなりたちがたい。

いまひとつは、労働者の賃金その他の労働債権の未払いについてである。企業倒産が一般の債権者への支払い不能を直接の契機としておこる以上、労働者に当然支払われるべき賃金、退職金などについても、支払い不能がおこるのがふつうである。多くのばあい、企業倒産にいたるかなりまえから、賃金の遅・欠配ははじまっており、それがまた、さきにふれた経営危機感、雇用不安感をかきたてている。ここにも、企業倒産以前に労働組合がとりくむべき課題があるというべきであろう。こんにち、日本の労働者全体として、実際にどのくらいの賃金・退職金の未払いがあるのか、その総額を正確につきとめることは不可能である。労働省の労働基準局がつかんだかぎりでも、賃金・退職金の不払いは、一九七四年下半期に約六〇〇〇件、総額一〇〇億円以上という巨額に達している。その後やや鎮静したが、一九七六年にはいつてまた増加しはじめ、同年下半期には、不払い発生件数約八〇〇〇件、金額にして八〇億円以上⁽³⁾に達している。史上最大の規模だといえる。これらの数値が、労働基準監督署への申告をもとに集計されたものであることに注意したい。これ以外にも、労働者が思いきりよく諦めてしま

った賃金・退職金の未払いが、相当の額にのぼっているに違いない。とくに、企業倒産で資本家の「親父」も零落してしまうような場合には、中小・零細企業の労働者は情にほだされがちである。労働債権の一部切り捨てをみとめてしまうことも稀ではない。

以上、こんにちの企業倒産が日本の労働者、とりわけ中小企業の労働者の生活をおびやかしている二つの深刻な側面にふれてみた。企業倒産こそは、雇用と賃金を直接おびやかす、もつとも乱暴な、もつとも衝撃的な事件だといってよい。実は、それは労働者自身が日常的に肌で感じとっていることである。わたしのスケッチは、その深刻さをただ客観的に示すはかろうとしたものにすぎない。

たちおくらしている運動主体

むしろ、ここで提起したい問題はこのさきにある。それは、端的にいう、このような深刻な意味をもつ企業倒産に対して、日本の中小企業労働者自身、どれほど主体的に、どれほど有効に対処しているか、という疑問である。それは、よりひろげていえば、こんにちの日本の労働組合運動が、雇用と賃金をもつとも集中的に争われるこの企業倒産の嵐に対して、どれほど適切なとりくみをなしているか、という疑問にもつながってくる。

わたしはここで、総評や同盟、あるいは各単産の方針にたちいつて議論をすすめるべきかもしれない。が、ここで読者の注意を促したいのは、より基礎的な事実についてである。そのひとつは、この間の労働争議動向である。労働争議統計調査によれば、一九七五年以降、労働争議は件数、参加人員、労働損失日数、そのいずれの面でも減少傾向をたどっている。あきらかに、かの石油ショック後の不況のなかで、労働争議は衰退しているとみらるべきであろう。

もちろん、衰退一色というのではやや粗すぎる。民間企業における争議による労働損失日数は全体として減少しながらも、そのなかで中小企業の争議による損失日数が占める割合はやや高まっている。一九七六年をとると、民間の労働損失日数の約二割が、従業員三〇〇人から九九九人の企業での争議によるものであり、またほぼ一割五分が、従業員三〇〇人未満の企業での争議によるものである。最近、労働組合の組織率全体が低下しはじめているなかで、日本の労働組合員全体のなかで中小企業の組合員が占める割合がわずかながら高まっていることとあわせて、注目すべき点であろう。また、争議の要求事項のなかで「経営および人事」にかんする要求の占める割合が、一九七五年、七六年とすこしずつ増えていることにもふれておくべきであろう。

だが、日本の労働組合運動の大勢を論ずるにあたって、この面を過大に評価することはできない。たしかに、日本の労働組合運動が後退をかさねるなかで、中小企業の労働組合運動がしんがりの役をつとめ、いくつかの反撃拠点を維持していることは事実であらう⁽³⁾。だが、それはなお孤軍である。全国金属なり全国一般なり、中小企業分野の労働組合のオルグたちが一様にかたむくのは、不況下の状況のきびしさ、運動がぶつかる壁の厚さである。中小企業分野に吹きあれている企業倒産の嵐をおもいおこすとき、この分野での労働組合運動の力もまた、とりくむべき課題にたづねてならしなおはなはだ貧弱である、というべきであろう。労働争議統計によれば、解雇反対、事業休廃止など、「経営および人事」にかんする要求をかかげた労働争議は、一九七四年から七六年までの三年間の合計で七五六件であった。この間、毎月一〇〇〇件ないし一五〇〇件の企業倒産が発生していることを思いおこしておこう。企業倒産が労働争議を誘発するのはごく稀なばあいである、というのがこんにちまでの大勢であった。

もちろん、一般的に、労働争議の発生頻度をもって組合運動の抵抗力をはかりうる、などというつもりはな

い。強靱な労働組合運動が争議手段にうったえることなくその要求を実現していく、というばあいもありうるであらう。が、その推定はここではなりたつ余地はない。それは、企業倒産にともなう雇用と賃金の悪化に等しいであらう。中小企業労働者のおおくは、有効に抵抗しえずして、企業倒産のうみだす苦汁をのんだのである。企業倒産で離職した労働者たちの行方を本格的に追った調査をわたしは知らない。もちろん、経過的には、この間に一一〇万人以上の額を維持した完全失業者の仲間入りをしたに違いない。が、雇用保険給付期間をこえてなお失業しうる労働者は例外である。大幅な賃金ダウンを甘受してあらたな職場にはいったものが大半であらう。この不況下で、第三次産業、とりわけサービス業、卸売・小売業の雇用労働者がかなり大きく増加していることは注目すべき点である。しかもまさにこの分野で、事業所の減少と同時にそれを上まわるほどの事業所の増加がみられることが指摘されている⁽¹⁾。中小企業の倒産増加がただちに中小企業の消滅につながるわけではなく、あらたな分野での中小・零細企業の発生と並行している、ということをはなすまい。不況下における企業間格差、労働条件格差の拡大、その下向きのうごきを劇的に媒介している節こそが、企業倒産なのである。

だから、この企業倒産にいたる過程自体に労働組合運動がつよい規制力をおよぼしえないかぎり、あの下向きのうごきを抑制することはできない。こんにちの日本の労働組合運動は、一般的にそうした力をもちえていないのではないか。この不況下の企業倒産は、一般的大勢としては、労働側のさしたる抵抗をうけずに、いわば資本側の主導下にすすめられているのではないか。それがわたしの状況認識である。

倒産反対争議の意義

もちろん企業倒産は、労働者にとってだけでなく、一般的には資本家側にとっても打撃であらう。倒産企業の

社長にからまる悲劇なニュースが、しばしば、新聞の社会面にあらわれることも事実である。だが、企業倒産の全過程、つまり倒産のタイミングの決定、倒産処理方法の選択、その具体的な執行などは、すべて倒産企業にからまる資本家たち、とりわけ有力な資本家の指導のもとに、その経済計算にもとづいてすすめられている。「大型倒産」にともなう連鎖倒産のばあいでも、その大もとの倒産についてはそうである。もちろん、裁判所にもちだされたばあいには、法の執行者が介入する。が、倒産処理方法の圧倒的多数を占める私的整理、内整理では、資本家の意を体した弁護士や、整理屋とよばれる「黒い紳士」たちが活躍する⁽²⁾。そこに労働組合が登場することは稀である。ある企業への死の宣告、その再生か死体解剖かの選択、およびその具体的な執行作業など、その企業に働く労働者にとっての死活の問題にかんして、労働者たちの発言権が保障されず、労働組合の規制力がおよんでいないとすれば、企業倒産の被害をもっとも大きくうけるのが労働者であったとしても、別に不思議はないであらう。

わたしの状況認識は悲観的にすぎるかもしれない。あるいはまた、不況下では状況が暗くなるのは当然である、といわれるかもしれない。たしかに、古今東西の労働運動史上、不況の到来は労働組合運動の後退をもたらすのが通例であった。それが革命運動の高揚につながるのは、むしろ例外的なばあいであった。が、ただかわずしてなしくずしに後退していくか、それとも、あえてたたかいをいじみつつギリギリと後退していくか。それはけっして微細な差異ではない。それは、企業倒産にまきこまれた労働者の運命を左右するだけでなく、当面は圏外にいる労働者にも、また資本家たちにも、深い間接的な影響をおよぼしていく。軌跡にたたかえば、後退しながらもなにものかを手にしうる、という先例は、経営危機のキャンペーンに萎縮しがちな労働者に活を入れる。企業倒産の処理には、労働運動対策として多くの金と気苦労を要する、という先例は、せまい丁見での算盤勘定

にはしりがちな資本家にブレーキをかける。それは、当面たちには顕在化しないとしても、重要な意味をもつに違いない。以下、節をあらためて、中小企業倒産反対争議の実態に多少とも立ちついてみることにしよう。

二 倒産反対争議の新動向

すでにふれたように、こんにちの企業倒産の嵐のなかで、あえて倒産に異議を申し立て、たたかいをくんでいる中小企業労働者は、企業倒産にまきこまれた労働者のごく一部分にすぎない。だが、ごく一部のもののたたかいであるとはいえ、かれらの経験から、こんにち、これからの日本の労働組合運動が本格的にとりくむべき課題、きりひらくべき進路にかんして、有効な示唆をくみとりうるのではないか。わたしが企業倒産反対争議の事例調査を思いついたのは、そうした関心からである。ここでは、右のような関心から注目されるいくつかの動向にふれ、その意味を考えてみることにしよう。

争議の要求と戦術

まず、争議における労働組合側の要求目標、争議における実質的な争点についてである。一般的に、企業倒産にともなう労働争議では、解雇反対、労働債権確保、企業再建などが、労働組合の要求としてかけられるのがふつうである。もちろん、企業倒産にいたる具体的な経過いかんによっては、これ以外の要求もつけ加えられる。たとえば、組合破壊を主目的とする偽倒産―第二会社設立などのばあいには、不当労働行為反対、第二組合解体などの要求がつけ加えられる。また、企業倒産によって更生会社となり、更生管財人のもとで再建・合理

化計画がかためられてくる場合には、合理化反対の要求がつけ加えられる例もある。だが、基本的な要求はさきにあげた三要求である、といって大過ないであらう。

だが、この三要求のうちのどれに力点がおかれるか、という点で、この数年来の倒産反対争議では、かの高度経済成長の時期におけるそれと対比して、注目すべき変化が生じているのではあるまいか。

もとより、この三要求のなかには、厳密にいうとある種の矛盾がひそんでいる。労働債権の確保という要求の主内容は、退職金の獲得ということである。つまり、退職する場合の一時金要求である。それは、企業再建という要求とかならずしもしっくりしない。後者は職場の存続、雇用の継続という要求にはかならないのだから。が、三要求のなかにはらまれるこのような矛盾は、実は、倒産反対争議をおこす運動体が、いわば「工場再開派」と「退職金要求派」の統一として構成されている、という実態を表現している。もちろん、この二つのグループのなかにも、さまざまな潮流がありうるが、その点はここではたちらない⁽⁶⁾。ただ、この二つのグループの量的比重、その社会的性格、運動体内部でのそれぞれの影響力の推移に注目することが必要ではないか、というのがわたしの考えである。

高度経済成長の過程では、倒産企業にみきりをつけて、あらたな職場をさがすことが比較的容易であった。もちろん、その場合でも、中高年労働者にとっては下向的な移動が一般的であったに違いない。が、そのきびしさはこんにちとは格段に違う。おそらくはそうした労働市場条件が作用して、労働者の要求の最重点は労働債権確保におかれるのがふつうではなかったか。金融機関や独占的な大企業が「倒産の仕掛人」としてうごいたことが明白な場合には、労働者の多くが「工場再開派」に結集して、そうした背景資本への追求をおこないやすいが、そのばあいでも、転職可能な雇用口が多い状況下では、企業つぶしに反対する「工場再開派」から「退職金

要求派」へのくちがえは、比較的早い時期におこりがちであろう。これにたいして、こんにちの倒産反対争議では、企業再建あるいは工場再開の要求にきわめて大きな、しかもはなはだ執拗な力点がおかれているように思われる。企業再建というか工場再開というか、その表現には微妙な、しかし重要な差異がふくまれている。が、それはここでは問わない。その中身は、これまで自分たちが慣れ親しんできた職場、工場を確保しよう、という要求である。こんにちでは、あきらかに「工場再開派」が倒産反対争議団の主流となりはじめている。争議が長びけば長びくほどそうである。もちろん、「退職金要求派」がいないわけではないが、それは明確な運動潮流として顕在化することなく、比較的早い時期に争議団からはなれていく。「職場をかえせ！」それがこんにちの倒産反対争議における労働者の合言葉である。企業倒産にあたっては労働債権の確保や解決一時金の上積みこそ力をそそぐべし、というのが高度経済成長の時代には、中小企業労働運動の「倒産オルグ屋」たちの基本的な発想ではなかったか。こんにちの倒産反対争議では、そうした考えただけでは十分に指導しきれない、あらたな運動が模索されているように思われる。

つぎは、争議戦術についてである。もともと、中小企業の労働争議では工場占拠がおこなわれやすい。少なくとも、第二次世界大戦後の日本ではそうである。とりわけ、倒産反対争議では工場占拠はもともと基本的な戦術である、というべきであろう。倒産の情報が流れると同時に一般債権者が工場におしかけ、製品や原材料など、換金しうるものをもちだそうとするのがふつうである。倒産企業の経営者が税金を滞納している場合には、税務署までもが差し押えにやってくる。これを防止するには、労働者が結束してこれにたちはだかる以外にはない。

が、こんにちの倒産反対争議における工場占拠には、そうした防衛的な戦術以上の意味がこめられている。占拠した工場のなかで、労働組合の管理のもとに「自主生産」がつづけられるばあいが多し。労働争議統計によ

ても、ストライキや怠業以外の「その他」の争議行為がふえている。「その他」とは「業務管理をいう」とのことである。自主生産の増加は、争議統計上、ここに表現されている。一九七六年に二二件、二三四八人がこれに参加した、と集計されている。おそらく、この数値は実態よりかなり控え目であろう。また、七七年には、争議統計のうえでもいっそう増加することであろう。

自主生産とは

自主生産の中身は千差万別である。大型な機械を生産しているところでは、仕掛品の完成作業がかなりの期間にわたってつづけられる。一般に、工場の手持ちの原料が底をつくまでは、比較的容易に従来どおりの生産がつづけられる。もともと、自主生産がはじまるのは、破産なり内整理なり、その方法はいろいろであるとしても、資本家が事業の継続を断念し、企業の消滅、清算手続きをはじめた段階においてである。一方に、たとえば破産管財人に代表される、会社財産処分のための管理組織があり、他方に、労働組合指導部に代表される自主生産の管理組織がある。いわば「二重権力」状況である。

この二つの「権力」は、仕掛品の完成など、破産業務を遂行するうえで合理的な範囲内で「自主生産」がおこなわれているかぎりでは、平和的に共存しうる。完成品の売却、その売却代金による還・欠配貸金の支払いなどが、破産管財人の責任においておこなわれる。とくに、労働組合側に対して破産管財人が好意的である場合にはそうである。たとえば、一九七四年末に破産した渡辺製鋼所のばあいには、管財人はかつて総評弁護団の一員であり、労働組合運動への理解があった。建造にとりかかりはじめていた、二隻の作業船の発注契約の解消をほめかす発注者（東京都）にたいして、組合とともに働きかけて、その契約を持続させている。その完成までに

必要な労働者は、組合員のなかから、管財人によって臨時雇用されている。だが、一般的には、そうしたいわば事後処理的な生産が一段落したところで、破産管財人と労働組合との蜜月はおわる。管財人は破産業務をいそぎたいと宣言し、組合はこれに反対する。組合は企業の再建を主張し、管財人がしかるべきスポンサーをさがすことを要求する。そして、組合は正真正銘の自主生産へと移行する。以降の自主生産はけっして容易ではない。生産だけでなく、受注、販売、資金調達など、いわゆる営業関係の業務いっさいを労働組合がとりしきらなければならない。

日本の組合の多くが工職混合の企業別組合であることのメリットは、こうしたばあいに生かされうるはずである。が、中小企業の場合は、営業関係の中核的部分は社長の縁戚など、経営者側の非組合員に掌握されていることが多い。自主生産とは、たいていのばあい、そうした未知の領域の仕事に、それまで生産現場の仕事しかしたことのない労働者が手をつけることを意味する。企業倒産とともに社長その他経営首脳陣があたふたと逃亡するばあいには、会社の会計帳簿やその他営業・労務管理上の書類が、労働者の手中に収められることも多い。そのばあいには、帳簿の公開と自主生産の開始とがかさなつてすすめられることになる。それは、おおくのばあい、労働者が従来の経営者の無能、無責任さを知る過程であると同時に、経営・管理業務のむずかしさを体験する過程でもある。

自主生産体制のもとで、現場労働者の労働モラルは一般的にたかまる、といわれているが、原材料の購入や労働者への賃金支払いなどに必要な運転資金の融通、製品の販売などは、次第に大きなネックとしてクローズ・アップされてくる。倒産企業の自主生産組織に金を貸す銀行はない。金をあつめるとすれば、大衆的なカンベによる以外はないが、各地で自主生産がつづけられているこんにちでは、そのみとおしも甘くはない。また、たとえ

労働者が精魂こめて精度の高い製品を完成したとしても、その販売にはハンディキャップがつきまとう。ふつうの消費者は倒産企業の製品を敬遠しがちである。製品が主に海外市場向けであるばあいには、バイヤーとの交渉などで特殊に困難な問題が生ずることは不可避である。

だから、こんにちひろがりつつある自主生産を維持し、拡大していこうとするのであれば、運転資金の調達、製品の販売などにかんして、自主生産中の労働組合組織相互のより緊密な連携、消費生活協同組合、労働組合の地域・全国組織などによる支援などが不可欠であろう。とくに有利な条件に恵まれないかぎり、倒産以前の製品だけの自主生産体制は、早晩、「経営危機」に直面する。そして、自主生産従事者の縮小、雑多な仕事の受注、近辺工場その他への「アルバイト」的派遣など、一連の「合理化」が必至となる。この前後では、賃金のかなりのダウンないし遅配が頻発する。自主生産の意義を高く評価しようとする者も、その内実は大の車であることを忘れてはなるまい。

自主生産の基盤

だが、経済的には不安定であり、「倒産」すれすれの自主生産体制であるとはいえ、そこで働く労働者たちの表情が、すくなくとも表面的には予想されるほどに悲憤ではない、ということにふれておくべきであろう。それにはいくつかの客観的根拠もあるように思われる。ひとつは、こうした自主生産がおおくのばあい、合法的におこなわれている、ということである。労働組合がつよばあいには、倒産前後に会社諸設備利用にかんする協定がかちとられている。たとえば、「会社は、会社再建まで会社内の機械施設、自動車、電話、電気、ガス、水道等の使用を「組合」支部に認める」(豊田機械、一九七二年一月二七日)といった具合である。もちろん、破産

になると事情はきびしくなるが、そのばあいでも、争議団が強力なところでは、破産管財人の形式的な「承認」のもとで「組合の事業」のために「破産会社の施設、機械、工具を使用することができる」(浜田精機、一九七五年四月五日)といったような協約が締結されている。この間にひろがっている自主生産のおおくは、官憲の弾圧を心配しながらのものではない、ということにふれておくべきであろう。

いま一つは、自分たちの工場での自主管理を実現している、という確信である。強力な労働組合は、倒産の前後に退職金二倍化ないし三倍化の協定をかちとり、会社の土地、機械などに抵当権を設定するのがふつうである。ばあいによつては一部の有体動産について、組合への譲渡が協定されている。だから、かれらが自主生産をしている工場は、すくなくともその相当部分は、文字どおり自分たちのもの、自分たちの財産である。

やや大胆に単純化していえば、自主生産とは、かれらの共同の財産を自主的に管理し、自主的に生産する、労働者の生産共同体の萌芽だといつてよい。もちろん、資本主義経済の大海のなかの小さな孤島のごときこの共同体が、きわめて不安定なものであることは、自主生産にとりくんでいる労働者自身が百も承知している。こうした共同体が徐々に拡大することによつて、漸次的に理想的な労働者の社会が実現されていく、などと夢みている者はいない。こんにちの自主生産はあきらかに倒産反対の争議戦術である。が、同時にそこには、当面の諸要求を達成するための戦術である、というだけでは十分に捉えきれない、なんらかの発展可能性がつきまといっている。さしあたってそれは、労働者自身がなにを、いかに生産するかを自主的に決定し、執行しえた、という労働者の体験にとどまるかもしれない。が、その体験は貴重である。このような体験をへた労働者たちが、どのような戦略的論議、どのような運動論を提起していくことになるのか。わたしは学んでいきたいと思う。

使用者概念の拡大を戦術に

さて、争議戦術にかんしてしまひとつ、ぜひともふれておくべきことは、近年の倒産反対争議では、たんに直接の経営者、更生管財人、破産管財人にたいして労働組合が要求をぶつけるだけでなく、企業倒産をもたらしただ元凶への責任追及という志向がつよまっている、ということである。全国金属が使用者概念の拡大を考えはじめたのは、一九六三年から六四年にかけての東京発動機の解雇反対闘争であるといふ⁽⁵⁾。背景資本の責任追及という運動自体は別に新しくはない。

が、こんにちの倒産企業の争議団は、直接に融資をうちきつて倒産のきつかけをつくった銀行・信用機関や、中小企業の業界に参入して企業倒産旋風に一役買った独占の大企業など、そうしたいわば「倒産の仕掛人」にたいして、目的意識的に攻めこんでいこうとしている。労働組合の地域組織がこれを支援する。たとえば、全金浜田支部の対三菱重工の責任追及を「千代田総行動」がつつみこむ、といったかたちである⁽⁶⁾。一九七〇年代には、直接の雇用主ではない背景資本にたいして、使用者概念を拡大し、事実上の団体交渉をおしつけていく大衆行動がひろがっているが、一九七二年以降は、企業倒産の責任追及をにかけて、金融機関や巨大資本の本地にむけて、各争議団が労組の地域組織とともにおしかけていく統一行動が強化されている⁽⁷⁾。

そればかりではない。倒産企業の争議団は、しばしば官庁にまで攻めのぼる。それは、国会の代議士への陳情などとは質を異にする、ある種の直接行動だといつてよい。かれらは、産業政策の立案および執行の大元締めとしての通産省の責任を追及する。高度経済成長の過程で、業界の需給予測を見誤って、中小企業の近代化・合理化投資の過熱化を誘導したのが通産行政ではなかったか。内外の独占的大企業の中小企業界へのなぐりこみ、その強引な進出を放置してきたのが通産行政ではなかったか。その通産行政の失敗の被害者がわれわれである、と

60
いうのが争議団の主張である。そして、かれらはきわめて具体的な要求を通産官僚につぎつける。たとえば、印刷機械の倒産労組は、「外国機の輸入規制」「三菱重工などの六〇ヵ月割賦販売の禁止」「争議中の労働者の生活を保障するため、差し押え機械、売れていない印刷機械類を通産省が即刻現金で買いあげること」といった要求をだし、担当役人と集団交渉をおこなっている。⁽¹¹⁾「結果から原因へ」それがたまたま労働者たちの合言葉である。

運動の組織と財政

最後に、運動の組織および財政についてごく簡単にふれておこう。まず、自主生産体制がくまれるばあいには、それまでの組織体制の大幅な改編がおこなわれる。組合員は最低二つ、ばあいによっては三つのグループに分けられる。

第一のグループは、主として外への宣伝・オルグ活動、抗議行動などにとびまわる人びとである。闘争専従者などとはばれている。第二のグループは、工場内で自主生産に従事する人びとであり、社内賃加工部隊などとはばれている。自主生産が順調にすすんでいるばあいは、この第二のグループの比重が高い。が、自主生産が長期化し、仕事がかたがちになってくるにつれて、外に就職しながらなお争議団の一員として活動しつづける、というグループが形成されてくる。通常アルバイト部隊などとはばれているが、このグループをいつまでも争議団のなかにひきとめておくためには、頻繁な組合ニュースの配布などが不可欠である。もともと、倒産反対争議団のなかには、「工場再開派」と「退職金要求派」とが併存していることからすると、この点はかならずしも容易ではない。しばしば、アルバイト部隊のなかには、名目的のみ争議団とつながっている部分が形成されてくる。ともあれ、労働組合の中央闘争委員会はいずれ三つのグループ間の利害を調整しつつ、闘争体制を維持して

通常の組合運営は、第一および第二のグループによってなされ、第三のグループはときどきアルバイト者集会をもつ。組合大会は三つのグループ全体で構成され、そこには支援共闘会議の面々も出席し、討論に参加する。

争議団の内部運営は、けっして単純な多数決原理によるものではない、ということに留意しておくべきであろう。

財政の実態については、ここで明細をのべることはできない。ただ、争議団としてのおもな収入源は、自主生産の売り上げから原材料費を控除した、いわば附加価値的部分、それにアルバイト部隊のかかなり高額な拠出金である。これらの収入を闘争資金としてプールし、組合がきめた基準によって、第一、第二のグループの組合員に一律的に配分する、というばあいがおおいようである。組合員の手にはいる「賃金」の額は、一〇万円をこせばよいほうである。数万円前後の「賃金」でもちこたえている争議団もある。なお、解雇されてから一定期間は雇用保険の仮給付がでるが、それをも闘争資金にプールしているばあいがある。いずれにせよ、安易に他者にたよらず、自分たちの相互支援でたたかう生活の体制を維持していこうというのが、倒産反対争議団に共通の生活原理である。それはあたたかい家族の理解にささえられてのみ可能であらう。

以上、最近の企業倒産反対の争議事例をおいけるなかで目についた、若干の事実を指摘した。その詳細については、ちかく発表される争議事例調査報告を参照されたい。⁽¹²⁾

三 倒産反対争議の示唆するもの

最後に、以上デッサンしたような近年の中小企業の倒産反対争議が、日本の労働組合運動全体に投げかけている問題の若干について、すこしばかり私見をのべて稿をとじることしたい。

まずは、企業倒産反対争議の有効性についてである。資本主義経済においては、不況期における劣等企業の倒産は法則的である、それにともなつて労働者の生活が困窮化するのは不可避である、というのがおおくの人の醒めた認識であらう。だから資本主義自体を打倒する以外にはないという立場にたつか、それとも、だから諦めて好況の到来をまつ、という立場にたつか、そこに議論をわける決定的な分岐点がある、ともいえよう。わたし自身、それはたいへん重要な分岐点だと考えている。が、企業倒産反対争議の現実、そのいずれの立場にたつ人びとにたいしても、一つの事実を教えている。それは、倒産現象は法則的であり、不可避であるとしても、特定企業の倒産・消滅は不可避ではない、ということである。また、企業倒産の犠牲が労働者におしつけられることは不可避であるとしても、その度合いは異なりうる、ということである。

ここで、企業倒産反対争議の諸結果についてたゞいってのべる紙幅はない。が、大別して、それはつぎの三つのうちのいずれかに帰結する。一つは、長期争議をつづけながら、けっきょくは企業再建を実現しえないばかりである。企業再建闘争としては、あきらかに敗北である。が、大部分のばあい相当額の労働債権、争議解決一時金を手にしている。その額の内容にはたちらないが、争議をおこなわなかつたばあいと対比すれば、あきらかに労働者の戦利品は大きい。それは、銀行その他の債権者との関係で、労働者がいわば事実の力によって優位に

たつことによつて可能となる。破産法のもとでは、工場の土地などに抵当権を設定した銀行は、いわゆる別除権者として、債権取得上の優位を保証されているはずである。が、赤旗のたつている、争議団つきの土地を買うものは稀である。抵当権者がその権利を主張するためには、実質的に、争議団への一定の譲歩によつて争議の解決をはかることが必要となる。

もちろん、官憲の手をかりて権利を主張する道もある。東京では最近、破産をとりあつかう地裁民事二〇部のうきまがけわしくなつてきた、という情報もある。もともと、破産管財人が破産法のたてまえにのみ忠実である場合には、倒産反対争議団と正面から衝突しきれない。現に、一九七七年一〇月に倒産し、七八年一月に破産となつたベトリカメラ株式会社の管財人は、ただちに、倒産直後に労使間で締結された工場・設備の利用協定を無視して、争議団の工場からの立ち退きを要求している。さらに、電気、ガス、水道などの供給停止を関係会社に要求している⁽³⁾。こうした考えかたは、ある意味では、破産法のたてまえにそつたものであるが、そうした硬直的な考えかたでは、企業倒産下の厄介な労働問題を円滑に処理していくことは至難であらう。その延長線上では、破産管財人が機動隊で争議団を排除する、という可能性もあらう。が、それは、官憲にとつて、かなり危険な賭けである。たしかに、破産法によつて、銀行など抵当権者の権利は保護されている。が、同時に、労働基準法は労働者の労働債権を保護している。前者の権利侵害は民事事件であるが、後者のそれは刑事事件である。戦前につくられた破産法と、戦後つくられた労働基準法とのあいだの、ある種の矛盾がここにある。が、それにしても、裁判所の任命した破産管財人が刑事事件をおこしてよいはずはない。まして、近年、「賃金の支払の確保等に関する法律」の成立（一九七六年）にみられるように、立法府の意思は、倒産企業の労働者の労働債権保護へと傾いている。裁判所、官憲もまた、世論の動向、庶民の常識からはなれてはなりたちえない。

たしかに、争議団は工場を占拠し、そこには赤旗もたっているが、工場のなかでおこなわれているのは、みずからの益なしに倒産にまきこまれた労働者たちの、静かな、秩序ある生産のいとなみではないか。ひたすらみずからの職場を愛し、みずからの仕事を愛し、企業の再建を願ってほそそと自主生産で生活を維持しているだけ、ただのふつうの労働者たちを力づくで工場からおいだすことが許されるか。自主生産には、そうしたいわば道義的感情をよびおこす効果がある。破産法のたてまえは知りながらも、労働法のたてまえにも通読している破産管財人にとっては、拘り定規に破産手続きをすすめることは困難である。おそらく、裁判官や破産管財人は、すぐれて政治的な決断をせまられるにちがいない⁽¹³⁾。

「破産の経済学」と労働組合の規制力

争議の帰結のいまひとつは、企業の再建が実現されるばあいである。破産・全員解雇にあいながら、二年数ヶ月の長期争議のすえに企業の再建をかちとった全金渡辺製鋼支部は、近年の代表的事例であろう。もちろん、そのばあいでも、企業の再建の条件にかんしてはさまざまな問題があろう。企業の先行きについて、あるいは再建企業に雇用される労働者の数について、さらにはその労働条件などについて、多様な問題がありえよう。渡辺製鋼のばあいでも、希望する組合員のすべてを再建企業に雇用することはできなかった。製鋼など、不採算部門の切り捨てが条件となった。ある意味では、「合理化」をある程度のだうえでの企業の再建である。だから、企業が再建されたということだけで、争議団の全面勝利というのはあきらかに単純すぎる。また、再建された企業の労使関係がどのような方向へ展開していくことになるか、という問題もあろう。

が、ここで強調しなければならないのは、いったんは破産・消滅を運命づけられた倒産企業が労働組合の倒産

をもって資本家的「合理性」をもっていたはずのうごきを、労働組合の倒産反対争議が大きく制約しうる、ということの意味している。争議団が強力であり、また世論の支持もつよいばあいには、企業の消滅を実現していくうえで債権者たちが払うべき損失は増大する。経済的な損失はもちろんのことであるが、政治的・社会的な意味での損失がこれに加わる。

もちろん、企業再建へむかうばあいでも、債権者たちの損失は避けられない。さきの渡辺製鋼のばあいでも、債権者たちのかなりの債権の棚あげなどをふくむ強制和議で処理されている。さらに、再建企業にひきつがれる債権が確定にもどってくるかどうか、当然に不安がのこる。だが、企業消滅を実現していくうえでも大きな損失は避けられない。もともと、破産法の手続きにそった企業の解体によって、一般債権者が手にしうるものは、その債権額のごくわずかな部分にすぎない、というのがふつうである。それともかなり遠いさきでのことである。最終的には、「合理的な」資本家は、より少ない損失をえらばざるをえない。それが、いったんは破産を宣告された倒産企業が一転して企業再建にむかう、不可思議な現象の基礎にある経済の論理である。だから「破産の経済学」は、労働組合の倒産反対争議を捨象しては完結しない。

以上の考察では、国家は捨象されている。が、現実には、その行政いかに無視することはできない。倒産・解雇された失業者の運動が激化し、これにたいして雇用保険の給付期間の延長その他臨時措置を講じる必要が増大すればするほど、あるいはまた、雇用創出のための公共事業その他失業救済事業の拡大の必要が増加すればするほど、倒産・企業消滅のために必要な公的経費は増加していく。転職者のための再教育・訓練その他の費用がこれに加わる。倒産・解雇は、一方で、長年蓄積されてきた労働者の熟練という、本来は貴重な社会的財産をつ

ぶし、地方では、あらたに公的経費の支出増加を必然化していくという、「国家的な損失」をともなっている。

もちろん、資本主義国家としては、劣等企業の淘汰・整理をとおしてすすめられる、産業再編の未来に期待をうながざるをえない。だが、スタグフレーション下、その未来を楽観することもできない。そこで、「国家的見地」からしても、倒産・破産・企業消滅を黙殺するよりは、一定の金融的助成措置を講ずることによって、倒産企業の存続・再建をはかるほうが得策である、という政策的判断が形成されてくる余地がある。それは地方自治体についてもいえるであろう。その意味で、国なり地方自治体なりの企業倒産への一定の政策的な介入をひきだすことは可能であろう。

が、それも、議会選挙をつうじての革新側の進出だとか、労働組合のナショナル・センターのいわゆる制度要求闘争だとか、そういった運動だけで可能になるとはいえない。もちろん、それらも必要ではあるが、決定的に重要であるのは、倒産企業の消滅型処理は経済的にも政治的にも高くつくという、当局者の判断が形成されてくることである。それは学者の説教などで生じうるものではない。企業倒産にまきこまれた労働者のたたかい、それを支援する人びとの輪のひろがり、けっきょくは、そうした無名の庶民の運動の発展いかんがすべてをうごかししていく。ここまで読みすすんでくださった読者には、この点について、これ以上説明をつけ加える必要はないであろう。

あらたな労働者の秩序の形成

争議の結末の最後のひとつは、組合員が主体となって新しい事業体をつくる、という場合である。企業再建を追求してきた運動体の立場からすれば、それはかならずしも勝利とはいきれない。だが、それがたんなる敗北

や挫折でないことは明白であろう。むしろ、そこには、倒産反対争議中の自主生産の経験をとおしてつちかわれた、運動の質が凝集している、とみることもできる。

組合員が手にした退職金や争議解決金の一部をもちよって、それを資本金として新会社を設立し、そこで従来の仕事の一部を継続していく、というのが大体の傾向であるが、新会社の社長には組合の責任者が就任する、というばあいが多い。文字どおり、たまたか労働者が主人公になった企業体の発足である。

それは一〇人前後の、かなり小規模な会社であり、その経営の将来も安定的とはいえない。が、一般の会社と決定的に異なる点は、その企業体に参加する労働者たちが共有する連帯感であり、ある種の社会的使命感である。たとえば、新会社を「全組合員の共同の成果として存続させ、たたかいと団結の拠点とする」というのが、全国一般墨田機械支部が新会社の設立を柱として、争議の解決をきめたときの確認であった⁽¹³⁾。また、「良質なアニメーション作品を作りながら企業を存立させる努力をする」というのが、アニメーション製作の虫プロ労組が争議を終息させ、新会社を設立させたときの合意であった⁽¹⁴⁾。

かれらは、けっして当初から、こうしたかたちでの新事業体の発足を目的意識的に追求したわけではない。金をだしてくれる資本家はいないか、ひきうけてくれる経営者はいないか、それがかれらの率直な気持であった。が、企業倒産の続出するような、不振の業界に手をだしてくれる物好きの資本家や経営者はすくない。そのみとおしがないならば、長期争議の遺産として、自主生産の経験を生かして自分たちだけでやってみようではないか。たとえみとおしは暗くとも、とりくむに値する実験ではないか。それが新会社の設立に参加する労働者たちの大方の気持であるようにみえる。

たしかに多分に実験的な試みである。それがどのように発展していくかについて、わたしはここで断定的に語

ることは控えたい。その将来については、一般的に語りうることはすくないであろう。新会社の規模、それがおかれている業界自体の状況や、そこに集まった労働者の熟練その他の社会的資質など、さまざまな要因が考慮されるべきであろう。だが、たとえ、資本家さがし、経営者さがしに失敗した結果、いわば仕方なしに生まれたものであるにせよ、この新企業体の構成原理には、あらたな質がひそんでいる。経営管理組織のありかた、利潤分配の方式、資金配分の方法などについて、あらたな労働者の秩序が形成されてくる可能性がある。やや大胆に論をすすめるならば、労働者の生産協同組合的な事業体として発展していく可能性がある、といえないであろうか。労働運動全体として、この点をいかに捉えて、新事業体の発展を援助していくかが問われているように思われる。

企業倒産と労働者統制

以上、わたしは、こんにちの倒産反対論が結果的になにをうみだしているか、という点にかんして、わたしのもとにある資料を吟味しながら、その意義についての私見をのべた。だが、最後に、このような諸結果をうみだしている中小企業の倒産反対論が、こんにちな倒産企業群のごく一部でおこなわれているにすぎない、という問題にたちかえらねばなるまい。

なにゆえに、これらの企業では倒産反対論を組織することが可能であったのか。そう問うべきであろう。もちろん、そこにはさまざまな個別的な条件が作用している。が、わたしがここで強調しておきたいのは、倒産発生以前におけるその企業での労働組合活動いかん、である。わたしがこの小論のなかでふれた全金浜田にせよ、全園一般墨田機械にせよ、それらは、かの高度経済成長の過程で着実に組合の影響力をつよめ、経営権への規制力

をもつてきた組合である。地域・業界での組合活動における拠点組合でもあった。そうした運動の蓄積をぬきにしては、これらの闘争力、その持続力を理解することはできない。

この点に着目してつぎのようにいう人がいるかもしれない。全金浜田にせよ、墨田機械にせよ、たしかに拠点的な組合であった。まさにそのことがこれらの企業を倒産においこんでいくひとつの要因ではなかったか、と。こうした角度からの論議にたいしては、倒産原因についてのたचितた考察をとおしてこたえるほかはない。印刷機械メーカーについていえば、さきにふれた通産行政のありかた、それに誘導された過大な設備投資など、一連の産業上の諸問題をぬきにして、倒産原因を全体的にとらえることはできない。ここでは、右の二事例からはなれて、ごく一般的に、わたしなりの仮説をのべるにとどめよう。

たしかに、他の諸条件が一定であると仮定すれば、強硬な労働組合の発展は、経営危機をよびこむ一契機をなしている。経営側が赤字宣伝を開始し、企業「合理化」の諸施策をもちだしたときに、ただちに労使協調路線にたつて、組合活動を凍結させていくような組合があるばあいと、階級的な労働組合運動の原則に固執しようとするような組合があるばあいとは、他の諸条件が一定であると仮定すれば、不況下における経営危機到来のテンポは、おそらく異なるであろう。労働組合が存在しないばあいについてはふれるまでもあるまい。

だが、そこからただちに、不況下においては労使協調こそが企業をまもり、雇用をまもる、という主張をするとするは、それはいかにも意図的であり、一面的である、といふべきであろう。まず、右のバラグラフにくりかえし明記したように、さきの論理は、「他の諸条件が一定」であるばあいにのみ、なりたつものである。現実の経営危機は、たとえば、同族的な資本家の無責任な放漫経営や、乱脈な経理などによっても発生しうる。強硬な労働組合は、そうした経営のありかたを規制し、そのかぎりでは経営危機の発生を抑制する機能をもはたし

うるであろう。さらに、経営危機は、そうした個別的な労使関係上の原因のみによって到来するわけではない。たとえば、いわゆる構造不況業種における企業倒産を思いおこせばあきらかであろう。そこでは、組合がある企業も、ない企業も、その組合が協調的であるところも、戦闘的であるところも、ひとしなみに倒産旋風にまきこまれていく。経営危機の原因を論ずるにあたっては、よりひろく、産業政策、産業構造のありかたいかんを視野にいれていく必要がある。

むしろ、雇用の確保という点で強調すべきことは、組合がなかったところ、あるいは労使協調的な組合しかなかったところでは、企業倒産が現実となったときに、倒産反対争議をくむ活力をすでに労働者が失っている、ということではないか。これにたいして、階級的な労働組合運動の原則にしたがって、平素から経営権への規制、労働者統制の度合いをつよめてきたところでは、企業倒産が現実となったときに、自信を喪失してうちたえる経営者を圧倒して、労働者たちが工場内に自己の権力をうちたて、強力な倒産反対争議を開始する、ということではないか。それが工場占拠であり、自主生産であった。あきらかにそれは、労働者統制から労働者管理へとすすむ運動であるといつてよい。

もちろん、そうした運動のさきを開けてくる展望を、いまだちに、ベラ色にえがくことはできない。企業倒産の原因が、たんにその企業の経営者の明白なミスといったようなところのみあるのではなく、むしろ、社会体制ないしは、経済構造自体に深く根ざしているようなばあいには、倒産反対争議がそうした根因をとりのぞくだけの力を発揮しえないかぎり、企業再建のみとおしはけっして甘くない。だが、そうした運動が、労働賃金の確保という点でも、雇用の確保という点でも、一定の有効性をもつということは、すでにふれたとおりである。そして、そのような結着の仕方が可能となる、という事例は、たとえ少数であれ、さしあたっては倒産の圏外にい

労働者力にも強い制衡を加えていくことになる。

以上の考察をふまえて、わたしはやや大胆に、つぎのようにいふべきかもしれない。たしかに、労働組合の発展・強化は、経営危機をよびおこしていく契機ともなりうるが、同時にそれは、倒産にもなる企業の消滅、資本の逃避を抑制する契機としても作用しうる。それは、やがて、はじめにふれたような、こんにち支配的な、資本主導下の企業倒産現象に大きな制約を課していくことになる、と。

企業倒産の風はなお鎮静しないであろう。この風にもまれるなかで、日本の労働組合運動はただたんに弱化するだけでなく、その一部には、不気味な方向へとめりこんでいく傾向がつよまってははいないか。雇用問題を解決するためには、軍需生産を本格化せよ、といった要求を大企業がとうとう掲げるような状況である。世界恐慌からの脱出路を対外侵略にもとめた、一九三〇年代の歴史をおもいおこさせるような時代である。あの轍をふんではならない、という決意のもとに、別の方向での脱出路を模索すべきであろう。当面の策として、わたしは労働組合のナショナル・センターが雇用の確保・増大のための、もろもろの制度闘争を提起することの意味を否定しない。だが、それがたんなる政治的なジスチュースや、解雇者の「受け皿」づくりにおわれぬようにするためには、各地でくすぶる雇用闘争の火種、中小企業の倒産反対争議にいかにかかわるべきか、という問題に目を向ける必要がある。そのような方向での実践のつかさをとおしてこそ、あらたな脱出路のいと口をつかみうるのではあるまいか。わたしはいま、こう考えている。

- (1) 東京都港湾労働事務所『企業倒産と労働者』一九七五年。
- (2) 小林謙一「七八春闘をめぐる雇用保障の問題点」『月刊労働問題』一九七八年二月号。
- (3) 第三章の佐野稔論文を参照されたい。

- (4) 清成忠男「企業倒産とその背景」『商工金融』一九七七年一〇月号。
- (5) 平岩重郎『実録・倒産破産』第四章、重配書房、一九七七年。
- (6) このような運動体内部の矛盾を卒直にみとめたりせず、その克服の努力の過程として倒産反対争議を捉えたものとして、日本製紙労働組合編『争議組合物語一八二八日の日本製紙闘争』（労働旬報社、一九七四年）は注目すべきポイントである。
- (7) 全金渡辺製鋼所支部の闘争記録としては、『負けてたまるか八三三日』（一九七七年）を参照されたい。
- (8) 全国金属労働組合『倒産・首切りになったらどうしたらよいか』全金シリーズ2、一九七七年。
- (9) 千代田労働組合協議会編集協力『明日を切りひらく千代田総行動』機関紙連合通信社、一九七七年。
- (10) 市毛良昌他『東京争議団共闘の十五年』労働旬報社、一九七六年。
- (11) 印刷製本機械関連企業再建対策会議編『職場をかえせ』一九七七年。
- (12) 東京大学社会科学研究所『社会科学研究』に発表の予定。
- (13) ベトリカメラ株式会社破産管財人松尾真『調査報告書』一九七八年三月九日。
- (14) 管財人としての体験をもとに執筆されたものとして、上野久徳『倒産処理と労働問題』（一九七七年）は興味深い。
- (15) 全国一般労働組合労働組合田機械支部『星田機械再建闘争解決にあたっての御報告』一九七八年一月。
- (16) 中プロ労働組合「中プロ闘争報告」一九七八年一月二十六日。
- (17) 雇用確保闘争における労働者生産協同組合の意義については、近年、ヨーロッパでもかなりの論議がおこなわれている。興味のある方はつぎの文献を参照されたい。Ken Coates (ed), *The New Worker Co-operatives*, 1976, J. Greenwood, *Worker Sit-ins and Job Protection*, 1977.

〔このか りでお・東京大学教員〕